

江戸東京博物館所蔵「寄場」について

—— 解題と翻刻 ——

神 崎 直 美

〔解 題〕

—

本稿は、江戸東京博物館が所蔵する『御刑法秘書』のなかから、「寄場」を翻刻するものである。

『御刑法秘書』（史料番号八七二〇〇六九九〜八七二〇〇七〇八）は、江戸幕府の刑法関係書類をまとめた全十冊からなる写本である。その内容は、幕府の法典である公事方御定書や御定書例書、および文化年間までに御定した法令等である。^{〔1〕}各冊子の表題は、「御定」「御書付」「例」「寄場」「御仕置筋之義」「付、御書付」「御仕置例書」「牢屋敷」「刑罪大秘録」「寺社御仕置御定書」「評定書御仕置御秘録」である。このように、幕府の刑法関係史料を一セットにした史料は極めて珍しい。

この史料は、当館が昭和六十二年に購入により収集したものである。史料そのものにも、作成者および旧蔵者を窺えるような手がかりが全く見あたらない。ゆえに、旧蔵者および来歴は、現在のところ不明である。しかしながら、その内容が幕府の刑法関係であること、しかも寺社御仕置、評定書御仕置、寄場などが含まれているという性質上、このような史料を所蔵することが可能なのは、幕府・三奉行など幕府関係者と自ずから限定されよう。

この史料は、専用の木箱に収納されている。木箱の中は、二段に仕切られており、下段に濃紺表紙の三冊（「御定」「御書付」「例」、上段に薄花田色の七冊（「寄場」「御仕置筋之義三付、御書付」「御仕置例書」「牢屋敷」「刑罪大秘録」「寺社御仕置御定書」「評定書御仕置御秘録」）が収納されている。冊子の大きさはいずれも、縦二七、〇糎、横十九、七糎に統一されている。これらの冊子には、手擦れなどがほとんど見あたらず、実務のために供されたものではないようである。作成後は、大切に保存されていたのであろう、虫損も少なく保存状態は極めて良好である。

二

「寄場」は、江戸幕府が寛政改革の一施策として、城下町江戸に創設した人足寄場に関する史料を収載したものである。収載した史料の点数は、十三点である（これらの各史料を、以下では史料〔1〕、史料〔2〕と記す）。「寄場」は、史料集としての収載点数は少ない。しかも、その大半は既に従来の研究で明らかになっている史料である。しかしながら、これまでに全く知られていなかった注目すべき史料を収載しているので、ここに翻刻することにした。

収載した史料の年代は、寛政四年（一七九二）十一月をはじめとして、その下限は年代が明記してあるものは文化十三年（一八一六）七月までであるが、推定年代のものも含むと文政十二年（一八二九）頃までとなる。それらのうち、寛政年間に作成したものが六点もあり、全収載史料のおよそ半分を占める。その他の史料は、享和・文化年間に作成したものであり、推定年代のものを含めると、下っても文政年間までである。すなわち、「寄場」は人足寄場における創設期の書類を中心として、まとめたものである。

収載した史料は、その内容から、前半と後半の二つに大別できる。前半の七点である史料〔1〕から〔7〕までは、寄場条目および条目改正についての伺書である。後半の六点である史料〔8〕から〔13〕は、条目以外の寄場に関する史料である。後半の史料のうち、史料〔10〕から〔13〕の四点は、史料の成立年代を記していないが、史料〔11〕〔12〕〔13〕は享和元年（一八〇一）から文政十二年までの間に作成したものと推定できる（詳細は後述）。

前半の史料は、作成年代の古いものから順番に配置している。後半の史料に関しては、冒頭の史料〔8〕と〔9〕の年代は明記してあるものの、それ以外の史料については年記を欠く。これらについては、推定の域を出ないが、概ね作成年代順に配列しているものとみてよさそうである。つまり、「寄場」の史料の配列は、前半・後半、それぞれにおいて、編年順に収載したのである。

前半の寄場条目に関する七点の史料のうち、五点が寄場条目である。これらは、寛政四年（一七九二）十一月（史料〔1〕）、同九月閏七月（史

料〔3〕、同十二年四月（史料〔4〕の後半）、同年四月（史料〔6〕）、文化二年（一八〇五）七月（史料〔7〕）の年記を持つ。寄場条目に関する伺書は、寛政九年（一七九七）閏七月（史料〔2〕）、同十二年（一八〇〇）二月（史料〔4〕の前半）、同年同月（史料〔5〕）である。すなわち、寄場創設期およびそれからさほど年を経っていない時期の寄場条目に関する史料である。いずれの史料も、既に人足寄場の研究において、同様の史料の存在が公表されていたり、これらを基にした研究がなされている。⁽²⁾

注目すべきは、後半の新旧史料である。このうち、史料〔10〕〔11〕〔13〕は、いずれも図である。史料〔10〕は、「白洲出もの差出方絵図」、史料〔11〕は「寄場地所絵図」、史料〔13〕は七番部屋の図である。これらは、翻刻においては便宜上、史料〔10〕は図1、史料〔11〕は図2、史料〔13〕は図3として、文末に一括して収載した。なお、図1と図2は作図したものを、図3は写真を掲載した。

本稿では、紙面の制約上、既に従来の研究で紹介されている前半の史料については割愛し、後半の史料〔8〕から史料〔13〕について、以下で順次紹介していきたい。

三

史料〔8〕は、享和三年（一八〇三）に、南町奉行根岸鎮衛と北町奉行小田切直年が、老中牧野忠精に提出した伺書とその返答である。伺書の内容は、寄場を脱走した上、入所の際に施された入墨を消した者が、後悔して町奉行所に出頭したので、この者を入墨の上重敲に処したいこと、およびこの構成要件と刑罰を寄場条目に明文化したいこと、そして同様の事例が発生した場合、今後は老中に伺うことなく処置するようにしたい旨を願ったものである。しかしながら、老中牧野の返答は、今回の事例に対する刑罰、および今後同様の事態が発生した折に、老中に窺う必要はないことを認めたものの、この構成要件と刑罰を寄場条目に明文化することについては、許可しなかった。

史料〔9〕は、文化十三年（一八一六）に、寄場人足の処遇に関して寄場元締役へ寄せた質問とその返答である。質問事項は十一項目からなり、これに対する寄場元締役の返答が付札で記してある。質問の内容は、煙草銭の額、小遣・外遣らの四季施の着用や給金について、飯米の給付量、女性の収容を停止した時期、かつて女性の人足が従事していた手業、入浴回数、布団や夜着の使用の有無、収容者への届けものについて、病死の身柄引き渡し、寄場差配人の給金についてなどである。これらの寄場人足に対する処遇は、既に従来の研究により明らかな事項ではあるが、処遇は時代によって折々に変化するもので、文化十三年当時の様子を具体的に示す史料として活用できる。

一例として、煙草銭について見てみよう。煙草銭とは、収容中の人足に対して支給する小遣い銭の一種である。その額は労働の内容により様々

であった。その支給額は、労働の内容によって異なる。例えば、職人や土持（土方仕事）に従事した者の煙草銭は、収益から道具代や諸賃金を差し引いた上で一人分の賃金を換算し、そのうちの半分を月に三度、本人に煙草銭として給付する。一方、残りの半分は釈放の折に生業資金として給付するために寄場役所が強制積み立てをしておくという⁽³⁾。

もう一例として、女性の人足に関する記述を見ておこう。享和元年（一八〇一）七月から、女性を人足として收容することを停止したという。そして、女性を收容していた当時、その手業は四季施の仕立だけだったという。この記載は、收容を停止する直前、すなわち享和元年およびその少し前における、女性の手業とみなしてよからう⁽⁴⁾。

史料〔10〕の「白洲出もの差出方絵図」（図1）は、人足が出所するにあたり白洲に出頭して赦免の申し渡しをうける折に、白洲における各自の位置を图示したものである。この図から、赦免に立ち会う関係者を知ることができる。人足側の関係者としては、願人と家主、五人組が、揃って白洲に出頭する。ここに立ち会う役人は、元締役、与力、町方同心、小人目付、世話役人足、鍵役である。役人のうち、与力と町方同心は町奉行所から派遣されたもので、小人目付は目付の配下である。

赦免の際には、白洲に次のように関係者が控える。人足は、白洲の砂利の部分の前方にいる。人足から見てその左に世話役人足、右に鍵役が人足に向かって待機する。人足の後方には、願人と家主および五人組が控える。申し渡しをする役人らは、人足の正面中央の真中に元締役、その右に小人目付、左に与力が並び、これらに向かう位置で、左に町方同心、右に元締役が控えるのである。

四

史料〔11〕は、「寄場地所絵図」（図2）である。まず、この「寄場地所絵図」に描かれている敷地およびその建造物について、説明しておこう。敷地は、縦長の台形である。その四方は、十四間半・四十五間・三十七間・六十間である。三辺は水堀に囲まれている。もう一方は海に面しており、石垣を築き、揚場が設けてある。水堀の内側は、さらに柵で囲っており、海側に門がある。その門は、御門番所と下番所が左右を固めている。門を進んだ正面に役所があり、左右に塀が連なる。その奥が收容者らの生活空間である。收容者の生活空間に行くには、役所の左右の塀にある門から出入りする。つまり、外部から收容者の生活空間に到るには、門を二つ通過しなければたどりつけない。收容者を厳重に管理しているのである。

收容施設は、役所を背にして見ると左手に位置している。人足の收容施設は四棟あり、人足部屋と称する。四棟は、一番から七番までの七部屋

からなる。三棟は、一棟ごとに二部屋ずつからなるが（一番と二番の部屋で一棟。三番と四番、五番と六番もそれぞれ一棟ずつ）、七番部屋だけは、一棟に一部屋である。五番部屋の前に、見張番所がある。役所から見て右側には、手業場がある。その他、土蔵・風呂・井戸が見られる。収容施設の隅には、稲荷がある。

ところで、この絵図は、いつ頃の寄場の姿を描いたものであろうか。結論を先に言うと、上限は早くも享和元年、下限は遅くとも文政十二年迄の間の寄場の様子であると思われる。

実はこれ迄に、人足寄場の見取図として、二枚の絵図が知られていた。それは、大田南畝がその随筆『一話一言』に掲載した創設期に近い時期の寄場の見取図と、「天保撰要類集」に収載してある天保十三年（一八四二）の見取図である。史料〔11〕は、このうち天保十三年の図と、敷地の形や施設の配置が酷似しているが、天保十三年の図よりも、施設の数が少ない。例えば、史料〔11〕には、天保十三年の寄場の絵図に記載してある女性の収容施設、炭団干場、飯焚所、油絞り所へ通じる道の表示などがないのである。ゆえに、天保十三年以前の寄場の様子であることは、間違いない。

年代を推定する手がかりとして注目すべきは、史料〔11〕に女性の収容施設が記されていないことと、七番部屋の存在である。女性の収容施設は、寄場創設当時は存在していたものの、その後、女性を寄場に収容すること自体が跡絶え、収容施設も消滅している。前述した史料〔9〕で明らかのように、享和元年七月には、中断していたのであり、この当時は既に女性を収容する施設も存在していなかった。⁽⁶⁾その後、天保十三年十一月に、再開が検討されたのである。つまり、この史料〔11〕は、女性専用の施設が消滅した以後から、再開を検討するまでの間に、作成されたものといえる。

次に、七番部屋についてである。従来の研究によると、七番部屋の存在が確認できるのは、遅くとも文化七年（一八一〇）以降であり、その後、文政十二年の火災による焼失までの間と限られる。⁽⁷⁾その後、七番部屋は再建されず、天保十三年の図で再度姿を確認できる。

右により、史料〔11〕は享和元年から文政十二年までの二十九年間のいずれかの時期における寄場を描いたものとみなせよう。現在のところは、特定の年を絞り込むことができず、かなり大雑把な年代推定にとどまらざるを得ない。とはいえ、この図は、従来指摘されていた二枚の寄場見取図に描かれた間の時期の寄場の様子を窺うことができるものである。

史料〔12〕は「同所書留之内書抜」という。その名称によると、この史料は寄場役所が書き留めていた書類のなかから、抜粋してまとめたものという。当史料は、作成した年代について明記していないが、七番部屋（詳細は後述）についての記述があるので、史料〔11〕と同じ頃と見なし

てよからう。

その内容は、寄場を監督するために町奉行所から派遣された役人および寄場奉行の勤務回数、夜間の警備、人足の作業場、医師の派遣、赦免について、地所、人足部屋、その他についてふれている。この史料に収載された事項は、既に従来の研究で指摘されている部分もあるが、遅くとも文化七年以降から文政十二年の間の寄場の様子と推定できるので、従来知られていた各事項の様子と比較することができよう。

史料〔13〕すなわち〔図3〕は、七番部屋の図である。この図は、「寄場」では第十三番目の項目を立てて、「人足部屋絵図」として編纂しているが、本来は第十二場目の項目である「同所書留之内書抜」の文末に添えた史料である。つまり、本稿の史料〔12〕と〔13〕は、元は一つの書類だったのである。それは、史料〔12〕に「左・絵・図・ハ、七番之躰ニ有之候」(傍点筆者)という記述があることによる。「寄場」を編纂した者が、あくまでも便宜上、七番部屋の図を独立させて一つの項目を立てたのである。

七番部屋は、重病の人足を収容していた。⁸⁾この部屋は、前述したように一棟に一部屋であり、人足を収容する他の建物よりも、やや小さい。図3によると、簡素な木造建築だったことがわかる。建物の正面は、四分の一が下部を板張りにした格子、四分の一が格子戸、その他の部分は壁面全てが板張りで、上方に小さい窓がついている。格子戸の施錠と開閉は、外部から行なう仕様であり、まさしく拘禁施設であることを実感させられる。

ところで、史料〔12〕では、七番部屋と他の人足部屋との違いとして、「外部屋ハ間口之處不残格子戸にて、下より式・三尺之間、内より板打付有之候」という点を指摘している。つまり、他の人足部屋は、正面が全て格子戸で、その下部から二・三尺は板張りだったという。とはいえ、七番部屋の仕様は、他の人足収容施設と概ねは変わらないと見ていいようである。実は、右に引用した箇所直前には、七番部屋について「尤外部屋ニ替儀無之」と述べているのである。つまり、七番部屋の形態を基本として、他の部屋の様子を推測することが可能なのである。

なお、従来の研究によると、幕府の寄場の人足部屋の仕様は、「ころはし根太厚板三而相留、前ハ手厚之格子ニいたし、錠前付外へ鞘をこしらへていたといふ。⁹⁾つまり、木造で、正面に格子、出入口は外部から施錠するようにしていたのである。これらの点は、史料〔12〕に文章として記載した一番部屋から六番部屋の様子、および七番部屋の図から読み取れる仕様と一致している。

実は、寄場人足を収容する施設を具体的に描いた図は、従来指摘されたことがなかった。ゆえに、この図は寄場の人足部屋を具体的に知ることができる、貴重な史料と言えよう。

註

- (1) 江戸東京博物館『大江戸八百八町展』(展示目録)平成十五年、四四頁。当該部分の解説を担当したのは、原史彦氏である。
- (2) 各史料が、従来のいずれの研究に公表されているのか、示しておきたい。史料(1)は、『徳川禁令考』後集第一、六二〜六四頁、刑務協会編『日本近世行刑史稿』上(昭和十八年)九三三〜九三六頁(資料三)と同。史料(2)は、『徳川禁令考』後集第一、二四〜二五頁、『日本近世行刑史稿』上、九三六〜九三七頁(資料五)と同。史料(3)は、『徳川禁令考』後集第一、六四〜六六頁、『日本近世行刑史稿』上、九三七〜九三九頁(資料六)と同。史料(4)の前半は、『徳川禁令考』後集第一、二五〜二六頁、『日本近世行刑史稿』上、九三九〜九四〇頁(資料七)、後半は『徳川禁令考』後集第一、五九〜六〇頁(但し、『徳川禁令考』の当該史料の年代は寛政十年(一七九八)二月である)と同。史料(5)は、『徳川禁令考』後集第一、二六〜二七頁、『日本近世行刑史稿』上、九四一〜九四二頁(資料八)と同。史料(6)は、『徳川禁令考』後集第一、六六〜六七頁(但し、後半の追加はなし)、『日本近世行刑史稿』上、九四二〜九四三頁(資料九)と同。史料(7)は、『徳川禁令考』後集第一、六〇〜六一頁、『日本近世行刑史稿』上、九二八〜九二九頁(資料一)の一部。当該史料は『徳川禁令考』から収録)と同。寄場条目に関する研究としては、瀧川政次郎著『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』二一〇〜二一九頁(平成六年、中公文庫)、丸山忠綱『加役方人足寄場について』(二)一〇〜二二頁(『法政史学』第九号、昭和三十三年、なお、この一連の論文は昭和五十六年に、丸山忠綱先生追悼集刊行会より『丸山忠綱遺稿―加役方人足寄場について―』として刊行された)がある。なお、史料(2)(3)で、北町奉行の小田切直年と南町奉行の村上義禮が、長谷川平蔵が制定した寄場条目を改正したい旨を申し出るにあたり、「御定書」すなわち公事方御定書にのっとった対応にしたいと、伺書を老中戸田氏教に提出した点は興味深い。公事方御定書を理由づけとしたのであり、自らの主張を正当化するための手段でもあるといえよう。
- (3) 煙草銭については、丸山忠綱『加役方人足寄場について』(二)『法政史学』第八号、昭和三十一年)の二八頁では、天保十五年(一八四四)当時の様子について説明している。これは、仕事に精を出させるために支給したものであり、油絞りの労働をした者に対しては、能率に応じて一日あたり二十文から三十二文として、月に二回支給した。それ以外の仕事に従事した者には、十日に一回支給したという。ここでいうそれ以外の仕事に従事した者に煙草銭を支給する回数は、文化十三年の場合と同様である。前掲の瀧川著作の二二二〜二三頁では、いつの頃についての状況かということは明記していないが、油絞り人足の場合は、一日、二、三十文の程度で月に二回支給したことを指摘している。
- (4) 女性の労働については、『日本近世行刑史稿』上、八九八頁、および前掲丸山論文(二)の二八頁では、年代についての明記はないが、人足の被服の裁縫洗濯、繕い、雑巾刺しなどに従事していたことを指摘している。一方、前掲瀧川著作の二六一頁では、女性は藁細工に従事したとある。この記事も、いつの時期のことを示すのか、明記していない。
- (5) 従来の研究で、人足寄場の敷地全体の見取図として紹介された二点とは、大田南畝がその随筆『一話一言』に掲げた、創設当初のものと思われる図と、旧幕府引継書『市中取締類集(人足寄場之部)』と同『天保撰要類集(人足寄場之部)』に収録されている天保十三年当時の図である。前者の図は、原胤昭『出獄人保護』四一五頁(大正二年、天福堂)、瀧川政次郎著『日本行刑史』一七六頁(青蛙房、昭和三十六年)、丸山忠綱『加役方人足寄場について』(二)四七頁、重松一義『人足寄場と石川島監獄』三三三頁(『人足寄場史―我が国自由刑・保安処分の源流―』、昭和四十九年、創文社)、『大田南畝全集』第十五巻、三七二頁(岩波書店、昭和六十二年)、瀧川政次郎著『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』一七九頁、『日本近世行刑史稿』上、八七二頁などに掲載されている。一方、後者の図は、『日本近世行刑史稿』上、八七三頁、重松一義『人足寄場と石川島監獄』三三三頁(『人足寄場史―我が国自由刑・保安処分の源流―』、丸山忠綱『加役方人足寄場について』(二)四八頁、高塩博・神崎直美『旧幕府引継書『市中取締類集(人足寄場之部)』―解題と翻刻―』一九七頁(『國學院大學日本文化研究所紀要』第七十八輯、平成八年)、同『旧幕府引継書『天保撰要類集(人足寄場之部)』―解題と翻刻―』四〇四頁(『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十三輯、平成十一年)などに掲載されている。
- (6) 前掲丸山論文(二)『法政史学』第七号、昭和三十年、十一頁)によると、享和元年七月当時、女性を寄場に收容することに懸念があり、溜に收容したい

という伺書が提出され、許可されている。このような伺書が提出されたのは、この当時、寄場に女性を収容する専用の施設が、もはや存しなかったからである。なお、『日本近世行刑史稿』上（八七二頁、八八六～八九七頁）に、女性の収容施設を天保改革の折に再興したこと、およびその際の史料（資料五）が掲載しており、その再興は天保十三年十一月から検討されたことが確認できる。

(7) 前掲丸山論文（二）三七～八頁。なお、文政十二年の火災以後は、六番部屋までを再建したという。しかしこれも、天保五年（一八三四）には焼失して復興し、天保十三年と十四年（一八四三）には、各一棟ずつ増設したという。

(8) 七番部屋が、病気の人足を収容する施設であることについては、前掲丸山論文（二）、三五頁。

(9) 拙稿「浜松藩の人足寄場史料―解題と翻刻―」（『地域文化研究』第六卷、平成十四年、一七〇頁）。この論文は、幕府老中水野忠邦が自領の浜松藩に開設した人足寄場に関する史料を、紹介したものである。幕府が江戸に設置した人足寄場の建物についての記述は、この中の、天保十二年（一八四二）十一月の年記を持つ「領分人足寄場之事」にある。

〔資料翻刻〕

凡 例

一 本稿は、江戸東京博物館が所蔵する『御刑法秘書』（全十冊）のうち、「寄場」（一冊、架号八七二〇〇七〇二）を翻刻するものである。

一 原本は袋綴で、墨付四十二丁、大きさは縦二七、〇糎、横一九、七糎の書冊である。

一 翻刻にあたっては、原文に読点・並列点を施した。

一 朱筆の部分は「」で示し、その旨を註記した。

一 史料番号・人名・役職名、その他翻刻者が補った部分は、全て

〔 〕をもって示した。

〔宋筆〕 合申上候儀ニ付申上、書付并改正之条目共 式ヶ条

〔五〕 一 寄場御仕置御尋ニ付、評議之趣申上書付

〔六〕 一 寄場御仕置猶又改リ候御仕置附

〔七〕 一 当時相用候御地所条目

〔八〕 一 寄場逃去候もの御仕置伺

〔九〕 一 同所人足之儀ニ付、元々役江問合并下ヶ札写

〔十〕 一 白洲出もの差出方絵図

〔十一〕 一 寄場地所絵図

〔十二〕 一 同所書留之内書抜

〔十三〕 一 人足部屋絵図

〔1〕

〔宋筆〕 「一」寄場御仕置之事

一 寄場地所より逃去候もの

但、逃去候節之始末ニ不相構死罪申付来候

死罪

附、人足寄場江呼出、科之始末申渡、外人足共江為見置、切繩を掛、牢屋敷江差遣ス

一 寄場使先々逃去候もの

死罪

附、右同断

一 寄場逃去、盗いたし候もの

死罪

但、逃去候後五ヶ所以上夜盗いたし候ハ、仕来之通引廻し之上、

死罪

寄 場〔表紙〕

人足寄場之部目録

〔宋筆〕 一 加役方々引渡ニ相成候寄場人足御仕置附

〔宋筆〕 一 寄場御仕置組直之儀ニ付伺書

〔宋筆〕 一 右御仕置附

〔宋筆〕 一 右御仕置組直候而者、寄場条目并取締方ニ茂差障候旨、主役

附、右同断

- 一 寄場逃去可申と、地所内に隠居并ぬすみ等いたし候もの
- 一 寄場逃去可申と、地所内に隠れる候もの

死罪

一 於寄場博奕いたし候もの

死罪

相応之咎申付候様申渡、穢多頭引渡

但、一旦入墨ニ相成候ものハ、増入墨申付来候

重敲

- 一 寄場より奉公に差出置候處、欠落いたし候もの

重敲

附、於人足寄場、島入墨之上

重敲

一同幼年之もの

手鎖

附、於寄場三十日

但、一旦重敲御仕置ニ相成、又候逃去自分と罷帰候におゐてハ、於人足寄場、入墨之上、重敲

附、於人足寄場

- 一 從寄場店為持遣候處、難取統店欠落いたし候もの

敲

附、於人足寄場

但、一旦入墨ニ相成候ものハ、増入墨申付来候

- 一 寄場逃去可申と申合候得共、後難を恐、逃去不申候もの

手鎖

附、於人足寄場、五日さや

- 一 從寄場引渡相成候後欠落いたし候もの

重敲

- 一 無断地所裏手江出、夜ニ入候迄罷在候もの

重敲

附、右同断

一同幼年之もの

手鎖

附、於人足寄場

- 一 無断寄場団外江罷出候もの

手鎖

附、於人足寄場三十日

- 一 於寄場盗いたし候もの
- 一 徒党かましき儀、いたし候もの

死罪

- 一 寄場ハ相願致他出、夜ニ入罷帰、又ハ召捕候もの

重敲

但、一旦入墨相成候ものハ、増入墨申付来候

- 一 職業不精、又者申付不相用類、再応咎申付候而も不相用、超過いたし候もの

遠嶋

附、於人足寄場、嶋入墨之上

但、品軽きもの佐州・豆州之嶋江可差遣候

- 一 職業を恐、又者申付を不相用もの等、手鎖・入牢、其外咎申付候儀

者、其度々相伺、相応之咎申付候心得御座候

一博奕又ハ悪巧等いたし候もの有之儀を申出におゐてハ、其品ニ寄褒美を可遣候

一片髪刺落年限之定有之もの遣方之儀者、年限中ハ平日片鬢刺落し置、赦免之日数五ヶ月以前より鬢為立可申候

一当分之咎、手鎖或ハ二十敲等之儀ハ、不及伺取計可申候

一癩病又ハ瘡毒之類、湯治いたし度旨相願候ハ、相応之草鞋錢差遣、不及伺放し遣可申候

一寄場人足入墨金藏、同忠藏寄場逃去、佃嶋之方江出、同所町屋脇江

隠れ罷在候ニ付、寛政三亥年、元相増無宿當時寄場人足入墨市五郎、

石川大隅守屋敷内江這入、夫より地所敷之内江隠れ罷在候御咎之例を以、同子年十一月廿一日、前書之金藏・忠藏御仕置伺江添書いた

し相伺候処、左之通被仰渡候ニ付、致承附、同廿四日返上

右承附写
書面伺之通、寄場逃去添屋敷、又者佃嶋にて召捕候もの入墨無之分者、寄場人墨之上重敲入墨有之ものハ死罪、御仕置可申付旨、被仰渡奉承知候
子十一月
〔火付盜賊改加役・直以〕長谷川平藏

右之通、松平越中守殿江、右書面之御仕置并御咎共、相応之分者定

例之通与相認申候、右之外ハ、是迄之類例朱書にいたし致遣違候

〔2〕

〔宋筆〕
〔寛政九巳年閏七月七日、老中・氏教 戸田采女正殿江御直ニ上ル、同月廿四日、御同人御直兩人江御渡承付いたし可申旨被仰渡、則承付いたし、同廿六日御直返上、即日、右書面一座江御下ケ〕

〔宋筆〕

寄場御仕置之儀ニ付、奉伺候書付

書面別紙伺之通、以来寄場御仕置可申旨被 仰渡奉承知候
巳閏七月廿四日

〔北町奉行・直守 小田切土佐守 〔南町奉行・義禮〕村上肥後守

一寄場見廻并御仕置之儀、以来私共掛リニ可仕旨、尤先唯今迄長谷川

平藏取計米候趣相心得、猶存寄も有之候ハ、可相伺旨、去々卯年御

書付を以被仰渡候ニ付、取計之趣追々相伺、人足御仕置之儀者、平

藏伺之上取極置候帳面御座候ニ付、右帳面通を以、唯今迄御仕置仕

候得共、不相当之儀も有之候間、一鉢御定書を元ニ仕、寄場御仕置

組直し候方ニ可有御座哉与奉存候、依之先達而平藏引渡候御仕置

帳面写并此度相改候帳面共相添、此段奉伺候、以上

閏七月

小田切土佐守 村上肥後守

〔3〕

〔宋筆〕

寄場御仕置附

書面之通、以来御仕置可申旨被仰渡奉承知候

巳閏七月

小田切土佐守 村上肥後守

一寄場困を破、逃去候もの

死罪

一 寄場内仕業ニ出置候もの人之目間に逃去候もの

入墨敲之上、如元寄場ニ差置

但、一旦入墨・敲相成候後、又候逃去候もの死罪

附、寄場ニ差置候内、心底改候上引取人有之候ハ、引渡遣ス

一 寄場使先分取逃いたし候もの

金高雑物共壹兩以上ハ死罪
金高雑物共壹兩以下ハ入墨・敲

但、一旦入墨・重敲相成候後、又候逃去候ハ、死罪

附、右同断

一 寄場使先分逃去候もの

重敲

但、右同断

一 寄場逃去、盗いたし候もの

死罪

一 寄場にて盗いたし候もの可逃去と、

一 地所内に隠れ居候もの

死罪

一 寄場にて盗いたし候もの

金高雑物共拾兩以上ハ死罪
金高雑物共拾兩以下ハ入墨・敲

但、一旦入墨・敲ニ相成候後、又候盜致し候もの死罪

附、寄場に差置候内、心底改候上、引取人有之候ハ、引渡遣

一 寄場逃去可申と地所内に

重敲

一 隠居候もの

但、氣詰ニ存、無断地所裏手罷出夜ニ入候迄罷在候もの、廿日手鎖

一 寄場逃去候得共、自分と

逃去候節圍を破候もの入墨・重敲
使先又ハ仕業ニ出置逃去候者

一 立帰候もの

一 寄場可逃去と申合候得共後難を恐逃去不申もの

三十日 手鎖

一 無断寄場内外江罷出候もの

二十日 手鎖

一 願之上致他出、夜ニ入罷帰候もの

二十日 手鎖

但、右他行先ニ而召捕候とも悪事無之候ハ、不及咎

一 於寄場博奕いたし候もの

簡取打子之無差別発端之もの 遠嶋
其外ハ 重敲

但、五拾文以上以下之賭銭候とも、都而かるた博奕ニ候ハ、重敲

一 非人之儀押隠、寄場ニ罷在候もの

相応之咎申付候様申渡、穢多頭江引わたす
三十日、五十日、式百日 手鎖

一 職業不情、又ハ申付不相用もの

一 徒党ケ間敷儀いたし候ものハ、其始末ニより御定書に准、御仕置可申付候

一 十五歳以下之ものハ、都而大人之御仕置分一等軽く可申付候

一 癩病又は瘡毒相煩候もの温治いたし度旨相願候ハ、相応之手当いたし放遣可申候

一 博奕又ハ悪巧等いたし候もの有之儀を於申出ニハ、其品ニ寄褒美可差遣候

一 寄場より引渡候後之悪事ハ、都而御定書之通御仕置可申付候

〔4〕

〔宋筆〕
寛政十年年二月晦日、戸田采女正殿江秋山松之丞ヲ以上ル、同三月十五日、同人ヲ以御存寄無之、是ニ而宣候ハ、寄場奉行江此方より違候様被仰聞候

〔朱筆〕

人足寄場之儀ニ付、御尋之趣申上候書付

書面申上候趣、私共より寄場奉行江申談候様被仰渡候、猶又口達相添申達候書面之趣にて、少茂差支候筋無御座候旨申聞候
三月廿四日
小田切土佐守
村上肥後守

小田切土佐守
村上肥後守

去辰閏七月中、寄場御仕置組直之儀伺之通被仰渡候ニ付、其通取計来候處、最初長谷川平藏申上定置候ヶ条書有之、是迄寄場ニ而人足共江申渡来候ニ付、組直之方とハ符合不仕、且御仕置弛ミ候而ハ、素より悪もの共之儀ニ付、此上逃去候ものも多可相成、取計方差支ニ相成候趣、主役より申上候儀ニ付、御尋御座候

此儀、寄場にて人足共江都度々何々之悪事いたし候ものハ、何々ニ申付候旨を巨細に申渡来候處、此度改候而ハ其始末ニより何々申付と申渡候に付、人足共心弛ミ逃去候ものも多可相成哉之趣尤之儀ニ御座候得共、寄場之儀ハ刑名を顕し、夫を以取締いたし候儀ニ付、一通ハ尤ニ候得共、此度組直にて格別弛ミ候事にハ無之、元 御仁恵之趣ヲ以御取立有之候場所ニ而是迄之定にてハ悪もの共ハ格別、中ニハ無罪ニ而無宿一通り之もの等一旦之心得違ニ而寄場より之使先杯ハ逃去候迎、直ニ死刑被行候而ハ、却而 御仁恵之処薄く相成可申哉ニ付、彼是相合、御定書等江引当、改正之儀申上、其通相済候儀ニ付、以来ハ掟を背候もの始末ニより死罪・遠嶋、夫々御仕置可申付旨を為読聞置、心底相改、手業等出精仕候ものハ、

御仁恵之趣を以、寄場奉行方ニ而是迄之通取計可然儀と奉存候、悪事仕出し候ものハ、尤私共方江相渡候様仕候ハ、さし而差支候筋御座有ましく哉ニ奉存候、前書之趣御尋ニ付、此段申上候、以上
午二月
小田切土佐守
村上肥後守

〔新入人足共江為読聞候〕

御条目 〔朱筆〕

其方共儀、無宿之ものニ付、佐州表江可差遣處、此度厚き 御仁恵を以寄場人足ニいたし、銘々仕覚候手業を申付候、旧来之志を相改、実意ニ立帰職業出精いたし、元手にも有付候様可致候、身元見届候ハ、年月之多少ニ無構、右場所差免、百姓素姓之ものハ相応之地所被下、江戸表出生之ものへは、出生之場所へ店を為持家業為致候、尤公儀よりも職業道具被下候哉、其始末ニ寄相応之御手当可有之候、若又

御仁恵之旨をも不弁、申付に背き不情にいたし候哉、或ハ悪事等有之におゐてハ、重き御仕置可申付もの也

一 此度人足に申付候上ハ、職業致出精、渡世相統可致躰ニ成候ものハ、寄場差免、家業可相成程之手当差遣、身寄之ものへ引渡、身寄無之ものハ、出生之処名主或ハ地役人江引渡、家業相統為致候事
一 寄場逃去候もの
死罪 〔〇〕〔朱筆〕

一於寄場盗いたし候もの

死罪〔□〕〔朱筆〕

一徒党かましき儀いたし候もの

死罪〔△〕〔朱筆〕

一於寄場博奕いたし候もの

死罪〔○〕〔朱筆〕

一職業不情、又ハ申付不用もの手鎖・入牢、其始末に寄咎申付候而茂於不用ハ、遠嶋申付候事

一博奕又ハ悪巧等いたし候もの有之趣申出候もの江ハ、相応之褒美を可差遣事

一門外へ出候事、堅無用たるへき事

一火之元入念大切可致事

右、此度 御仁恵を以、佐州并井在溜差免候上ハ、右之條々堅相守、銘々職業可致出精もの也

〔○〕〔朱筆〕始末ニ寄死罪

〔□〕〔朱筆〕或死罪
〔□〕〔朱筆〕或入墨蔽

〔△〕〔朱筆〕始末ニ寄御定書ニ准、御仕置可申付事

〔○〕〔朱筆〕或遠嶋死罪

右之内、左之通、此度伺之上相直候ニ付、伺ヶ条之分ハ、是迄之通定を不相用、以来左ノ通可相心得事

寛政十二申年四月廿四日

〔5〕

〔朱筆〕寛政十二申年三月晦日、戸田采女正殿江兩人立合、猶又組直候書面相添御直上ル、同四日、伺之通承付候様御直御下ヶ承付いたし、同廿六日、御直返上

〔朱筆〕〔五〕寄場御仕置御尋ニ付、猶又評議仕候趣申上候書付

書面伺之通可仕旨被仰渡奉承知候

申四月廿四日

小田切土佐守
〔南町奉行・鎮衛〕
根岸肥前守

寄場御仕置之儀、入墨有無を以分候義、寄場江遣候ものハ、多分入墨有之間、此処ニ而階級を立候而者、十二七・八も死罪に可相成哉、左候而ハ弛み候詮薄可有之哉ニ付、唯今迄之通、入墨之有無ニ不抱、困を破候と、構外江出置逃去候もの二色に定候方に可有之哉、其外委細御書取を以御尋之趣御尤奉存候間、評議仕候處、御書面之通にて差支候儀も御座有ましく至極可然奉存候、然處、寄場之儀、当時者居合候儀とハ乍申、一鉢右人足共ハ無頼之もの共ニ而、謹候而手業等いたし候ものハ少く、先ハ逃去候儀を心掛候もの多く可有之、依之最初逃去候ものハ、嚴科被 仰付候積、右ヶ条書を於寄場為読聞置候規定ニ而、右之通嚴科ニ可被處趣為読聞置候而さへ、時々逃去候ものも御座候間、御仕置ゆるみ候儀を為読聞候而ハ、逃去候類多出来仕間敷とも難申、御取締之處如何可有之哉、依之猶又再応評議仕候處、寄場之儀、長谷川平蔵取計候節、同人方ニ而仕置申付候故、右之極も有之候儀、当時御仕置申付候分ハ、町奉行にて申付候儀故、奉行所にて申付候得者、

御定并先例等夫々相糺申付候儀ニ付、向後之儀、目当之処ハ別紙之趣ニ私共相心得、猶其始末次第御定并先例を以見合申付候様可仕候存候、且於寄場、平蔵取計之砌読渡候趣ハ、是迄之通逃去候ものハ死罪、其外重科ニ申付、手業等無精にいたし候ものまでも、夫々申付候と計申渡置候ハ、差支も御座有間ましく哉、依之御書取之趣を以、組直書面相添、此段奉伺候、以上

申三月

小田切土佐守
根岸肥前守

〔6〕

〔朱筆〕
申三月晦日、猶又何書ニ添上ル、同四月朔日、認方御好有之、秋山松之丞を以御下ケ、則認直、翌二日、同人を以上、同廿四日伺之通承付候様御下ケ、同廿六日承付いたし返上

〔朱筆〕

寄場御仕置附

書面伺之通、以來御仕置可申付旨、被 仰渡奉承知候
申四月廿四日

小田切土佐守
根岸肥前守

一 困を破リ、又ハ乗越逃候ハ、

遠島

但、後悔いたし立帰候ハ、重敲

一 構外へ出罷在逃去、又ハ使先合

初度ハ 重敲
二度目ハ 入墨・重敲

一 逃去候もの

但、後悔いたし立帰候ハ、三十日手鎖

一 右同断、三度に及び候ハ、

遠嶋

但、後悔いたし立帰候ハ、重敲

一 寄場可逃去段申合、又ハ壹人立可逃去といたし隠居、後難を恐れ不逃去ものハ、自訴之御定并例ニ准シ、尤可逃去と申合候頭取之類ハ、是又御定・先例等見合、且裏手江出、夜ニ入候まで罷在候もの、無断寄場内外へ罷出候もの、或ハ他出いたし夜ニ入立帰り候もの、職業不精、又ハ申付不相用もの、類も、其始末次第手鎖・此り等ニも申付可然、右之外ハ、向後都而御定并先例を見合、其始末次第申付候積

〔7〕

〔朱筆〕

小土佐守様

根肥前守様

〔朱筆〕
寄場奉行

桜井隼三郎

寄場人足共江為読聞候御条目、此度別紙之通、以來相心得可申付旨、
〔若年寄・立花種周〕
出雲守殿御書付を以被仰渡候ニ付、此段御達申候、以上

七月廿日

〔朱筆〕
「當時新人人足共江為読聞候御条目」

其方共儀、無宿之ものニ付、佐州表江可差遣処、此度厚御仁恵を以、寄場人足にいたし、銘々仕覚候手業を申付、旧来之志を相改、実意ニ立帰り、職業出精いたし、元手にも有付候様可致、身元見届候ハ、年月の多少無構、右場所を差免、百姓素姓之ものハ相応之地所被下、江戸表出生之ものハ出生之所へ店をもたせ、家業可為致候、尤、

公儀よりも職業道具被下哉、其始末ニ寄相応之御手当可有之候、若

御仁惠之旨をも不弁、申付に背き、職業不精にいたし候哉、或ハ悪事等有之におゐてハ、重き御仕置に可申付もの也

一此度人足ニ申付候上ハ、職業出精いたし、渡世相続可致躰に成候ものハ、寄場差免、家業可相成ほどの手当差遣、身寄之ものへ引渡、身寄無之ものハ出生之所名主、或地役人江引渡、家業相続為致候事

一門外へ出候義、かたく可為無用事

一火之元入念大切にいたすへき事

此度御仁惠を以、佐州井在溜を差免候上ハ、右之条々堅相守、銘々職業出精可致もの也

一寄場を逃去候もの

一於寄場盗いたし候もの

一於寄場徒党かましき儀いたし候もの

一於寄場博奕いたし候もの

右之始末有之におゐてハ、急度御仕置可申付事

一右悪事有之儀を申出候ものハ、其品により御褒美可被下事

一職業を不出精、或ハ役人の申付を用ひ不申ものハ手鎖、又ハ始末により折檻を加へ、猶不用ニおゐてハ急度御仕置可申付事

右之條々、兼而申渡置候間、其旨を存、堅く可相守もの也

(8)

〔宋筆〕
享和三亥年五月晦日、牧野備前守殿江御直上ル、同六月三日、寄場御仕置ケ条之内江組入候ニハ不及、尤以來不及伺取計可申旨被仰聞、承付いたし候様御下ケ、承付いたし、翌四日、秋山松之丞ヲ以返上

〔宋筆〕

寄場逃去候者御仕置申付方之儀奉伺候書付

書面之趣、寄場御仕置ケ条之内江組入候ニハ不及、尤、己来申上ニ不及、伺之通取計可申旨被仰渡奉承知候

亥六月三日

〔根岸肥前守〕
町奉行

根岸肥前守掛
川崎無宿

入墨
音五郎

右之もの吟味仕候處、致盜候依科、敲御仕置ニ相成候後、加役方江被捕、右御仕置相成候儀ハ押隠、又候敲、其後入墨御仕置之上、人足寄場江差遣候處、手業難儀ニ存、働先より逃去、其上入墨を消紛候ものハ、無宿にても寄場江ハ不差遣趣及承、住所不知吉五郎と申ものを頼、入墨之上江雲形を彫入消紛、寄場逃去候を後悔いたし候趣にて、土佐守御役所江駆込訴致し候旨申之候

右吟味之上、書面之通申立候、去ル酉年、肥前守掛麴町無宿入墨鉄五郎儀、先達而不届有之入墨・敲ニ相成候後、又候被捕無罪ニ付、人足寄場江差遣候處、同所使先より逃去、入墨を消紛候ものニ付、明和五子年、入墨を消紛候もの、儀ニ付、御定同様可相心得旨之御書付ニ見合、如元入墨之上、江戸払可申付候、寄場逃去候ものニ付、御構場所ニハ有之候得共、右御仕置ニ申付候而ハ、都而其身之望ニ随ひ候筋ニ相當可申哉ニ付、寄場御仕置ケ条之内、構外江出逃去候もの初度ハ重敲と有之を見合、如元入墨之上重敲申付、人足寄場江可遣と奉存候得共、前書子年之御書付にも振候間、右之処を以奉伺候候、其通御差図有之

候ニ見合、此度之音五郎儀も同様可申付奉存候、且、右御仕置之儀、以来寄場御仕置ヶ条之内へ一廉組入置、此以後右様之もの有之節ハ不及同御仕置申付候様可仕奉存候、己来之取計相極候儀ニ付、此段奉伺候、己上

亥五月

小田切土佐守
根岸肥前守

〔9〕

〔朱筆〕
〔文化十三年七月、寄場元ノ役江問合〕

〔九〕本文御問合之趣、下ヶ札を以て御答候

一人足共手業いたし候代料ハ、諸品御買上之方江何程毎月多葉粉錢、何程赦免之砌、何程と多分極り有之候儀御座候哉、又ハ不同ニ御座候哉

職人・土持等之分ハ、道具代諸懸引落、たとへは志人ニ付五拾文ニ候得者、内式拾五文毎月七日ニ相渡、式拾五文ハ集置候而赦免之筋相渡申候、尤手業に應し、不同有之候
右之外、炭団造・藁細工、其外都而志人と職之極無之分ハ、買入之品代料并諸懸引落、残之分志人当り働方ニ應し、一日五拾文以上三当り、又ハ百七・八文に当り、高下有之候
但、高下に不抱渡方ハ右同断、且、無職之もの多く土持仕事無之節ハ、何ヶ月にても多葉粉錢渡方無之候

一小使・外使、右者水玉御四季施着用不致、其外卯時役・世話役等ハ、平人足並之御四季施着用いたし候哉

此儀、渡方左之通
世話役・外使・諸役所小使・平人足ニ而も格別職業出精之もの
右之分、無地御四季施相渡、其外、水玉御四季施相渡申候

一役附人足・平人足、飯米其外一日何程ニ候哉

役附人足志人前
米四合
麦三合
味噌三十式匁
平人足志人前
米三合五夕
麦二合五夕
味噌同断
煩罷在候人足志人前
米式合五夕
麦式合五夕
味噌同断
但、日々錢五文ツ、被下候
都而汁之裏計相渡、外渡もの無之候

一小遣・外使・卯時役・世話役等、別段御手当者無之哉

外使
壹ヶ月五百文 世話役
小遣
壹ヶ月三百文以下 卯時役
髪結
但、渡方毎月十五日・晦日、兩度ニ半分被下、半分ハ赦免之節相渡ス

一當御地所江女被遣候儀相止候者、いつ頃分之事候哉

享和元酉年七月より相止申候

一女罷在候時分、手業いたし候哉

此儀、御四季施為仕立候而已御座候

一湯者日々入候儀ニ候哉、又ハ定日有之候哉

此儀、日々に御座候、一ヶ年之内、十四・五日も休日有之候

一部屋内布団相用、夜着并蚊屋・紙帳之類ハ相用不申候哉

但、病人ハ差別有之候や

〔此儀、布団計相渡、夜中人数相改候ニ付、蚊帳・紙帳ハ相渡不申、外部屋之ものへ計、紙帳相渡申候、病人も同様御座候〕

一無宿ニ無之もの人足ニ相成候節、届物等ハ一切不相成候哉

〔此儀、香もの干物類送り候節ハ、改之上渡遣、外品相送候儀無之候〕

一右様之もの病死之節ハ、親類依願、死骸御引渡相成候哉

〔此儀、御書面之通、引渡遣申候〕

一寄場人足差配人、給分何程ニ候哉

〔給分一ヶ年金八両貳人扶持相渡申候〕

右之通御座候、以上

八月

寄場
元ノ役

〔10〕
〔宋筆〕 白洲出もの差出方絵図

〔図1：後掲〕

〔11〕
〔宋筆〕 寄場地所絵図

〔図2：後掲〕

〔12〕
〔宋筆〕

一寄場掛御目付、三月に一度位見廻有之候

一同所奉行、日々見廻有之候

一掛り御徒目付、月に兩・三度見廻候

一町方与力、南北隔目に見廻候、新人之もの御条目読聞、并赦免申渡、

病死之もの死骸見分之節立合改申候

〔但、人足之内、御条目を背遠嶋相成候もの有之時ハ、右掛り之方与力科書之趣寄場於白洲、人足共江読聞候〕

一掛御小人目付、日々相詰候、尤泊り無之

一町方同心、南北隔日ニ詰切泊申候、立合もの諸事前書同断

一日ニ当番左之通

元ノ役兩人 御役所詰兩人 手業掛兩人

春場懸兩人 鍵役兩人 御門兩人

平詰五人或六人

一鍵役、見張番所江相詰、部屋内人足出入進退いたし候

一夜分半時廻有之、時々人数相改候由

一部屋内人足、夜分時之拍子木打候由

一仕立職・指もの職ハ、手業板敷の上ニ而仕事いたし、其外ハ土間

ニ而手業いたし候

一貸人人足ニ附添罷越候役、平詰之内ニ而兩人位罷越候由

一病死之もの、死骸回向院下屋敷江持参いたし候節、外使人足三人并

役人一人附添罷越候由

- 一本道・外科者人宛有之、尤武家方抱醫師・町醫師之差別無之由
- 一於白洲赦免申渡候節、願人并願人之家主・五人組罷出候、此節御四季施代・手業御預ヶ錢等、手形取わたし遣ス
- 一寄場地所坪數

三千式百六拾坪式合五夕

矢来内千三百五拾壹坪八合七夕五寸

- 一部屋七番之内、壹番・貳番・五番ハ、当時人足高無數ニ付、物置ニ相成申候、七番之部屋ハ病人計差置候

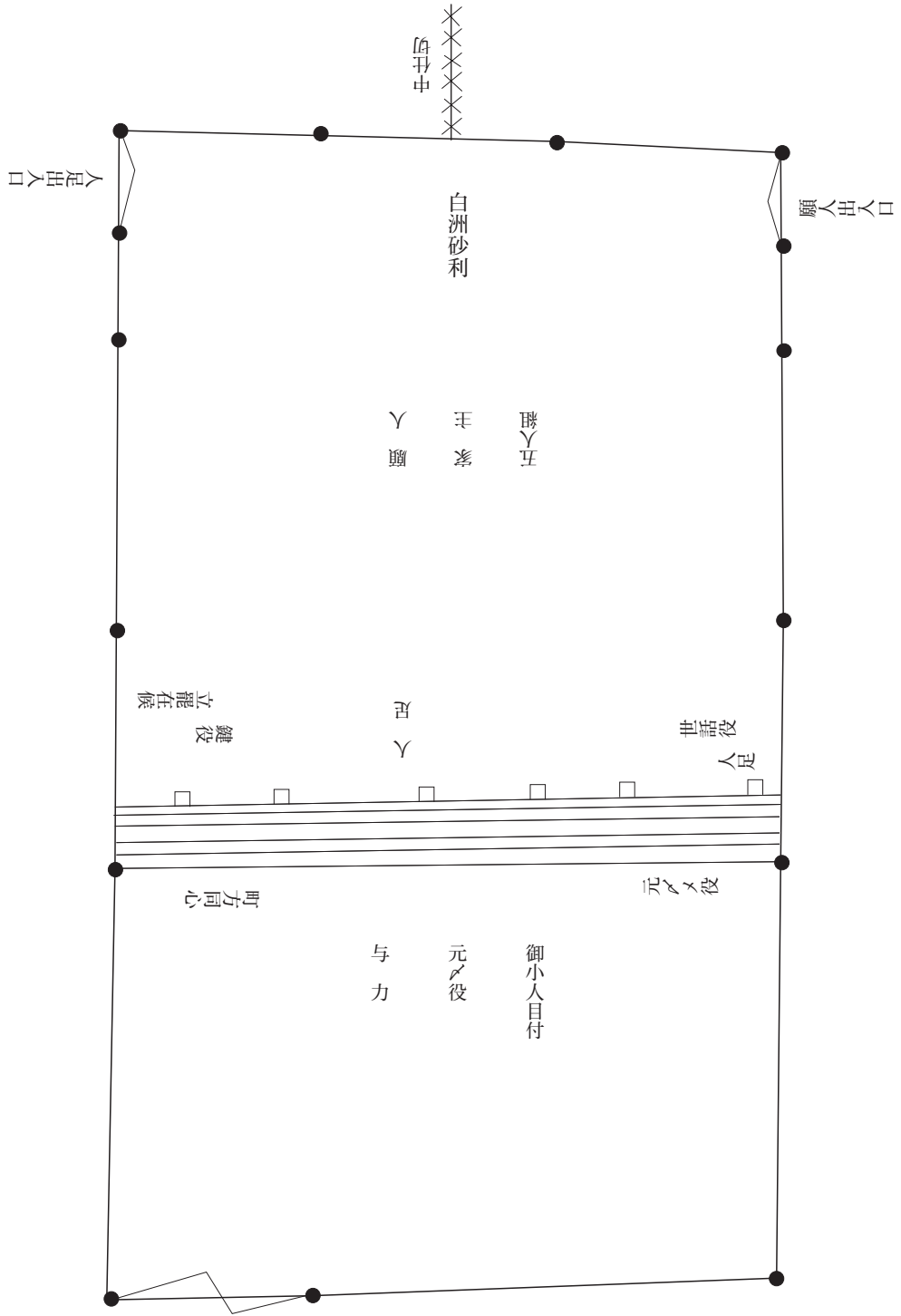
- 一左之絵図ハ、七番之躰ニ有之候、尤外部屋ニ替儀無之、外部屋ハ間口之處不残格子戸にて、下より式・三尺之間、内より板打付有之候
- 一竈・囲炉裏・雪隠、部屋ことに有之候

(13)

〔朱筆〕
十三

〔図3：後掲〕

図1 白洲出もの差出方絵図



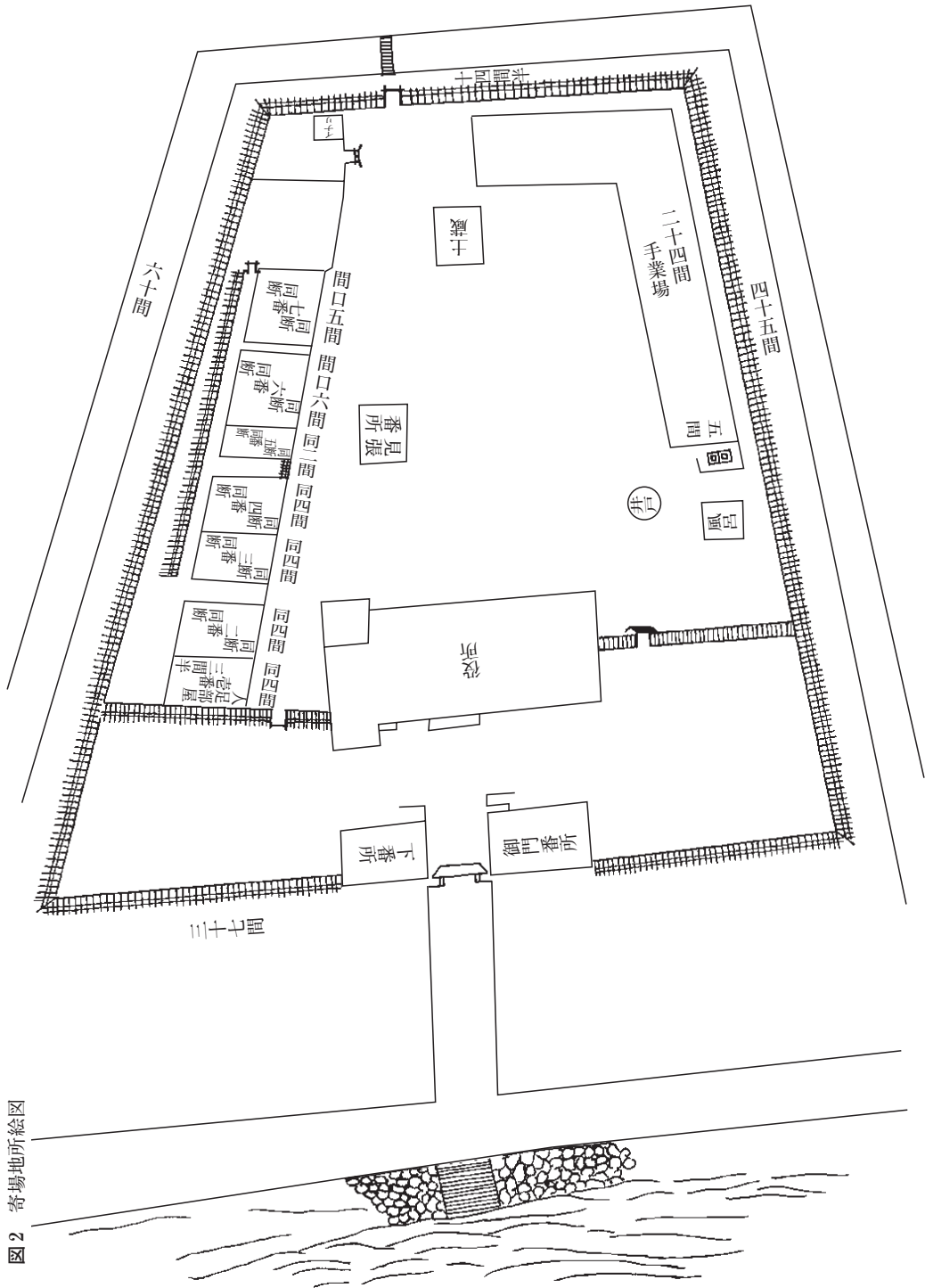


図2 寄場地所絵図

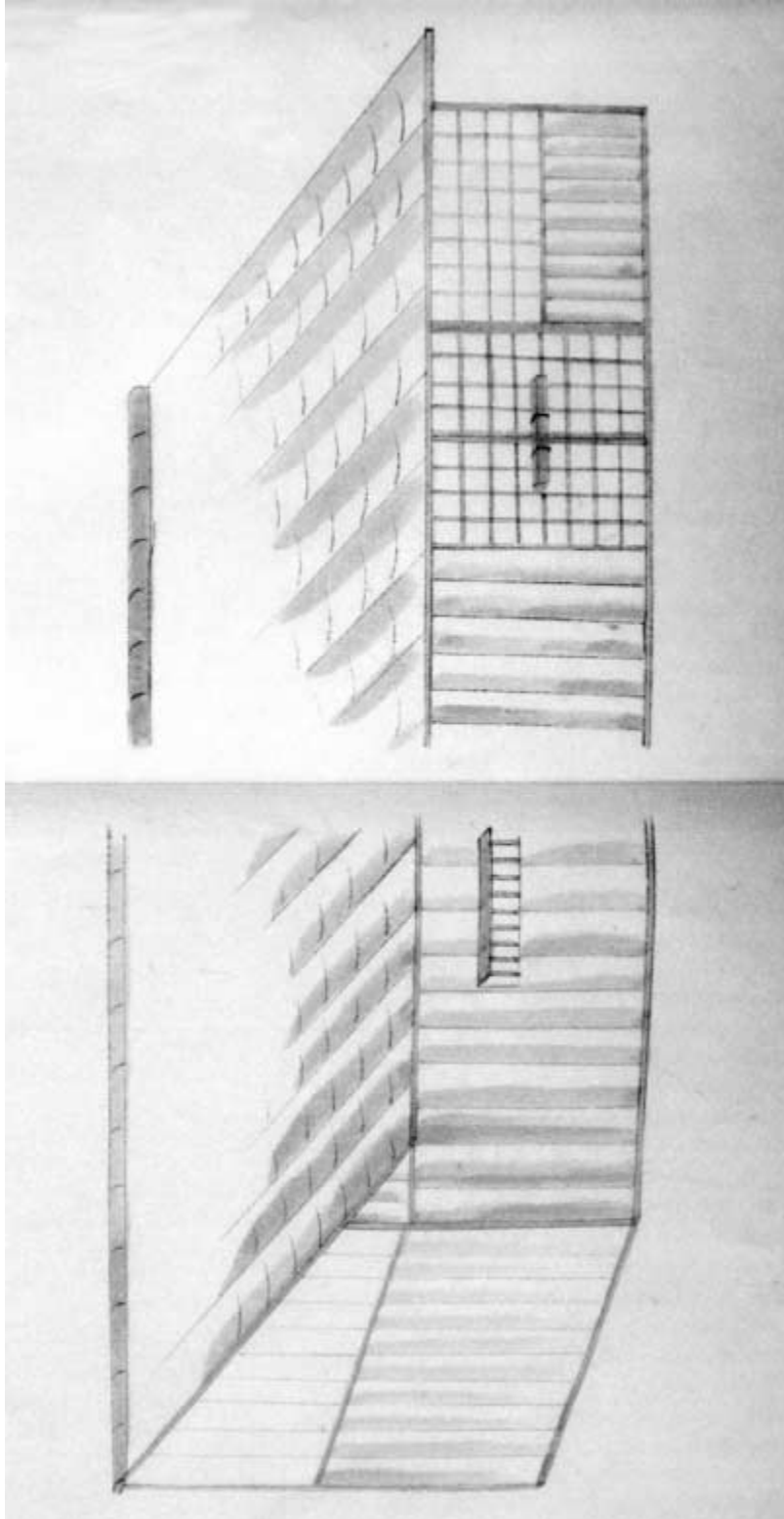


図3 人足部屋絵図